

市民税非課税世帯の方へ
(※生活保護受給世帯を除く。)

令和4年度 京都市 高校進学・修学支援金支給事業 ＜学用品購入等助成金＞

京都市では、市民税が課税されていない世帯の高校生等に対し、高等学校等での修学を支援することを目的に、学用品購入などの費用を助成しています。

【申請受付期間】

令和4年**10月1日(土)**～ 令和5年**3月31日(金)**

- ※ 郵送による申請の場合は令和5年3月31日消印分まで有効です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送による申請にご協力ください。
- ※ 窓口での受付については、休日(土日祝)は行っていませんので、ご注意ください。
- ※ 上記の申請受付期間内に申請書が提出いただけない場合、一切支給することができません。余裕をもってお早めに申請してください。
- ※ 不着等の郵便事故については、京都市は一切の責任を負いません。

～この事業は、府市協調のもと、京都府の補助金を取り入れて実施しています～

母子家庭など京都府制度の適用対象世帯は、入学支度金の全額、学用品購入等助成金の一部に京都府からの補助金を受けて支給しています。そのほかの世帯には、京都市から全額を支給しています。

＜ お問い合わせ先・申請先 ＞

京都市子ども家庭支援課分室(奨学金担当)

電話:(075)251-1123

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1
井門明治安田生命ビル 3階 (烏丸御池交差点南西角)
FAX (075) 251-1132 (FAXによる申請はできません)

1 対象となる方について

以下の（１）から（４）の全てに該当する高校生等が対象となります。

- （１）扶養者が申請日時時点で京都市の区域内に居住していること。
（２）世帯員全員が、令和４年度市民税が非課税（免除含む。）であること。（生活保護受給世帯除く。）

※ 同居の方（住民票が別世帯となっている方も含む）及び別居の方（単身赴任等で別居されている方のうち、対象となる高校生の生計費を負担されている方）についても市民税が非課税であることが要件となります。

- （３）学校教育法に規定されている下記の高等学校等に修学していること。

- | | |
|---|-------------------------------------|
| <input type="radio"/> 高等学校 | <input type="radio"/> 高等専門学校の第３学年まで |
| <input type="radio"/> 中等教育学校の後期課程 | <input type="radio"/> 専修学校の高等課程 |
| <input type="radio"/> 特別支援学校の高等部（専攻科を除く。） | |
| <input type="radio"/> 学校法人が設置した専ら外国人を対象とする学校の高等学校相当課程 | |

※ 修学している高等学校等の正規の最短修業年限が４年生の方も対象となります。

- （４）同一学年で過去にこの学用品購入等助成金の支給を受けていないこと。

※ 修学している高等学校等の正規の最短修業年限を上限とし、同一学年での支給は一人１回限りとなります。（ただし、病気などのやむを得ない事情で留年されている場合は、京都市子ども家庭支援課分室（奨学金担当）までご相談ください。）

2 支給額について

学用品購入等助成金については、京都府の「京都府奨学のための給付金（２ページ参照）」と併給調整のうえ、支給しています。（「京都府奨学のための給付金」と合わせて144,000円となるように、学用品購入等助成金を支給しています。）

「京都府奨学のための給付金」を受給することができる方は、府給付金の支給決定後に「京都府奨学のための給付金」の支給決定通知書の写しを添えて、子ども家庭支援課分室まで申請してください。

※ 支給決定通知書の送付時期については、次ページの参考欄をご確認ください。

《令和４年度学用品購入等助成金の支給額》

国公立	全日制・定時制		通信制	府給付金対象外
	第１子の場合	第２子以降の場合		
府給付金支給額	114,100円	143,700円	50,500円	—
本市支給額	29,900円	300円	93,500円	144,000円

私立	全日制・定時制		通信制	府給付金対象外
	第１子の場合	第２子以降の場合		
府給付金支給額	134,600円	152,000円	52,100円	—
本市支給額	9,400円	—	91,900円	144,000円

※ 「第２子以降」の高校生とは、同一の保護者に扶養されている１５歳（中学生を除く。）以上２３歳未満の兄弟姉妹がいる方です。通信制の高等学校に通う高校生は、第１子・第２子とも同額です。詳細は、「京都府奨学のための給付金」担当課（２ページ参照）までお問い合わせください。

※ 同種の奨学金を受給することができる方は、学用品購入等助成金の支給金額の一部又は全額が支給されない場合があります。（同種の奨学金の受給対象者でありながら、未申請の方も同様です。）

※ 京都府給付金の支給決定通知書の写しを紛失した場合等でも、本市から京都府に受給状況を確認する等により、支給金額を算定します。京都府に確認できない場合、別途、書類の提出が必要となることがあります。

3 申請手続について

学用品購入等助成金の支給を受けるには、申請手続が必要です。(前年度に受給している場合でも、新学年の学用品購入等助成金は自動的に支給されません。毎年度、申請が必要となります。)

申請受付期間内に、子ども家庭支援課分室まで申請してください。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送による申請にご協力ください。

※ 子ども家庭支援課分室、各区役所・支所の子どもはぐくみ室、右京区京北出張所保健福祉第一担当、伏見区神川出張所への持参による申請も可能です。(土日祝日除く。)

《提出していただくもの》 ※3ページの注意事項を必ずお読みください。

- 令和4年度京都市高校進学・修学支援金支給申請書
- 在学証明書(原本)
- 振込口座のわかるもの(通帳又はキャッシュカードの写し)
- 「京都府奨学のための給付金」支給決定通知書の写し(支給対象外の方は除く)
- 令和4年度の市民税課税証明書(添付が必要な方のみ)
- 住民票の写し(添付が必要な方のみ)
- 障害者手帳の写し(障害者世帯に該当する方のみ)
- 医師の診断書等(長期療養者世帯に該当する方のみ。写しでも可)

4 申請受付期間について

令和4年10月1日(土)～令和5年3月31日(金) 郵送は3月31日消印分まで有効

※ 上記の申請受付期間内に申請書が提出いただけない場合、一切支給することはできませんので、余裕をもって早めに申請してください。

※ 不着等の郵便事故については、京都市は一切の責任を負いません。

※ 「京都府奨学のための給付金」を受給される方は、支給決定通知書がお手元に届いてからご申請ください。

5 支給日等について

申請書受付月の翌月末日までに、申請書に記入された口座にお振込します。支給日の3日前までに、支給の可否を郵送で通知いたします。ただし、申請内容や添付書類に不備がある場合、「京都府奨学のための給付金」の受給状況の確認又は修正申告等により課税状況の確認に時間を要する場合は、支給が遅れることや支給できないことがあります。

(参考)『京都府奨学のための給付金』について

京都府奨学のための給付金は、京都市高校進学・修学支援金とは別の制度です。

京都府では、全ての意志のある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、京都府内に在住する道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯等の保護者に対し、奨学のための給付金支給事業を実施されています。(特別支援学校、高等学校等就学支援金支給対象外の学校等は除く。)

支給決定通知書については、新入生の一部早期給付1回目分は6・7月下旬以降に、その他は10月末以降に順次、国公立高校在学中の方は高等学校を通じて、私立高校在学中の方はご自宅への郵送により送付される予定となっております。(送付時期は、申請時期・審査状況によって異なります。)

【お問合せ先】 ※送付時期のお問合せは、11月以降にお願いいたします。

(国公立担当) 京都府教育庁指導部高校教育課 修学支援係 075 - 574 - 7539

(私立担当) 京都府文化スポーツ部文教課 経営支援・宗教法入係 075 - 414 - 4516

申請書類の注意事項について【必ずお読みください！】

1 令和4年度京都市高校進学・修学支援金支給申請書（市民税非課税世帯 学用品購入等助成金用）

- ・ 記入例を参考に、丁寧に記入してください。
- ・ 学用品購入等助成金の支給要件を判定するにあたり、世帯員の課税状況等を確認しています。
申請書の同意欄に世帯員全員の記名・押印をしていただくと、課税証明書及び住民票の写しの添付は不要となります。（ただし、令和4年1月2日以降に本市に転入した方は、同意の有無に関わらず、課税証明書が必要です。）

2 在学証明書（発行より3箇月以内のもの）

令和4年度の入学支度金を申請された高校1年生の方で、提出していただいた方は省略可能です。ただし、入学支度金の申請時と異なる高等学校等に在学されている場合は添付が必要となります。

3 振込口座のわかるもの（通帳又はキャッシュカードの写し）

4 「京都府奨学のための給付金」支給決定通知書の写し（一部早期給付を受けられている方は2枚必要です。）

「京都府奨学のための給付金」の支給対象ではない学校（特別支援学校、高等学校等就学支援金支給対象外の学校等）に在学されている場合は不要です。

※ 「京都府奨学のための給付金」については、2ページをご覧ください。

5 令和4年度の市民税課税証明書（発行より3箇月以内のもの）

上記1の申請書の同意欄で、調査に同意いただけない方は添付が必要となります。令和4年1月2日以降に京都市に転入した方は、同意の有無に関わらず、添付が必要となります。

なお、令和4年度の入学支度金を申請された高校1年生の方で、令和4年度の市民税課税証明書を提出していただいた方は省略可能です。

※ 令和4年度の市民税課税証明書とは、令和3年1月1日から同年12月31日までの1年間の所得に対する住民税の課税状況の証明書類です。区役所・支所の市民窓口課、出張所、又は証明書発行コーナーで申請してください。（一通につき350円の発行手数料がかかります。）ただし、令和4年1月2日以降に京都市に転入した方は、転入前の自治体で交付を受けてください。

※ いずれかの世帯員の課税証明書に、他の世帯員が被扶養者として記載されていることが確認できる場合は、当該被扶養者の課税証明書は不要です。

※ 同一の世帯で複数の方（兄弟姉妹等）が申請する場合、原本が一部あれば、他の申請者に係る課税証明書はコピーでも構いません。

6 世帯員全員が記載された住民票の写し（発行より3箇月以内のもの）

上記1の申請書の同意欄で調査に同意いただけない方は添付が必要となります。

7 その他の添付書類

(1) 障害者手帳の写し…障害者世帯に該当する方は添付が必要です。

(2) 医師の診断書等（写し可）…長期療養者世帯に該当する方は添付が必要です。

※ 氏名、障害の等級、病状などがわかる面をコピーして添付してください。

※ 申請書に記入していただいた氏名、住所及び連絡先につきましては、申請内容の確認や次年度の本奨学金制度の案内に使用させていただく場合がありますので、ご了承ください。